

清末の山東黄河治水に関する政策史的考察

細見 和 弘

は じ め に	187
I 山東黄河治水計画の策定過程	189
II 山東黄河治水計画の執行過程	191
III 山東黄河治水計画の再開問題	195
お わ り に	200

は じ め に

光緒24年（1898）9月30日、西太后は懿旨を下し、李鴻章に対し任道鎔（東河総督）・張汝梅（山東巡撫）と共に山東黄河の河岸を周歴して確固たる治水計画を立案し、諸工事に要する経費を見積もるよう命じた⁽¹⁾。このとき李鴻章は、同年7月22日に総理衙門行走の職を解かれて以来、「閑散時代」と称される時期を過ごしていた⁽²⁾。一方、西太后は光緒帝派との抗争を経て戊戌変法運動の圧殺を果たし、先月初6日より訓政を再開したばかりであった。後述するように、西太后にとって当面の課題は、この年発生した山東黄河の大氾濫に対処するための「一勞永逸の策」を策定することであった。そして、その作業に着手するに際し、当時閑職すら失っていた李鴻章を起用しようとしたのである。

西太后からの指令をうけた李鴻章の反応は決して積極的なものではなく、八十に近い高齢の自分は歩行が滞り現場の視察に耐えられないので、山東巡撫が単独で対処するか、自分以外の大臣を選んで派遣してはどうかと答え、任務を辞退する意向を示した。李鴻章を躊躇させた理由は、自ら訴えるような老齢による肉体の衰えだけではなく、財政の窮乏するなか、巨額の費用を要する山東黄河治水策を遂行し、実効を上げることに確信が持てなかったからである⁽³⁾。ところが西太后は李の辞意を承諾しなかったため、この大任はや

はり李鴻章が担うことになった。それで止むなく李は、北京を10月17日出発し、鉄路で天津へ向かい、其処から凍結前の南運河を德州まで船で下り、済南へと向かう旅程を定めた⁽⁴⁾。予定通り北京を出発した李は、28日済南に到着し、任道鎔と面会している⁽⁵⁾。

任務を遂行するに当たり、李鴻章は水利に通じた幕僚を招集し、山東黄河の治水に責任を負う上中下三流の総辦と共に調査団を編成した。宮廷からは山東督糧道尚其亨⁽⁶⁾ら二名に対し出向の朝命が下った。この調査団は上流の曹州府から利津県の河口に至る山東黄河の南北兩岸を視察すると共に、現地の関係者からの聞き取りを実施した。そして、こうした現地調査により得られた知見を基に、李の直隸総督時代以来の幕僚である周馥（元直隸按察使）により議論が集約され、河面の拡幅と堤身の強化を基軸とする「大治辦法」（抜本的解決策）が立案された⁽⁷⁾。李鴻章はこれを「勘籌山東黄河會議大治辦法摺」として上奏し、併せて10箇条の具体策を列举した「籌議山東黄河大加修治辦法十條」を添付した。10箇条の中で、鉄門関故道の復原について詳論されていることが注目され、所要費用の見積もりが総額930万3,000余両にのぼる大規模な計画となっている⁽⁸⁾。

ところで、この大治辦法で計画された諸策は、竣成まで長期を要するという問題があることから、更に協議が重ねられた。その結果、「急場を救う良策を求める」、すなわち「治標」（応急策）を通じて「治本（抜本策）の要図に備える」とする観点から「治標辦法」が纏められ、「籌議山東河工救急治標辦法摺」として上奏された⁽⁹⁾。所要経費の見積もりは総額300万両に縮小されていた。その内訳は、以下の通りである。

- (1) 光緒25年より「原定歲修六十五万両」に40万両を追加し、資材・人夫・雑費を追加する費用に充てる。三年後の光緒28年に再度情況を見て、損益を斟酌する。
- (2) 兩岸の堤埝を強化する費用として60万両を支出する。水害の被災民を募り、氷の融解を俟って春に工事を始め、堤埝を3～4尺高くし、幅を1～3丈拡げる。
- (3) この「加撥修防銀一百万両」は、4月以前に発給するよう請願する。適宜着工できるように、先ず司道各庫から20万両を挪用（流用）するよう求める。
- (4) 河口を疏通させるため、鉄門関の旧河道に水を引き、深く引河を掘り、兩岸に堅く堤防を築造し、水を束ねて沙を攻める策を行う。購地遷民の実施を含め、約200万両の費用が必要である。本年8月以前に100万両、12月以前に100万両を発給するよう求める⁽¹⁰⁾。

以上のようにして、山東黄河治水の抜本的解決策を示した「大治辦法」と、当面の応急策としての「治標辦法」が立案されたのである⁽¹¹⁾。

李鴻章が上奏した、これら二つの提案については、既によく知られており、これまで様々な視角から研究されてきた。例えば、張含英は特に大治辦法を治水技術史の観点から検討し、西洋科学技術の受容を拒む李鴻章の姿勢を読み取ろうとした⁽¹²⁾。また近年、王林は災害史の観点から李鴻章の提議した個々の黄河治水策を抽出し、詳細な分析を行っている⁽¹³⁾。ところで、こうした従来までの先行研究は政策史的観点からの考察が欠如しているように思われる。わたくしはこの問題に関連する档案史料を中心に調査と読解を行い、山東黄河治水策の立案・策定・執行の各過程を時系列的に掘り下げてみたところ、まとまった知見を得ることができたので、此处に一文を草し、世に問うことにした。

I 山東黄河治水計画の策定過程

光緒24年6月初め甘肅省蘭州府の西部における大雨により、黄河上流で洪水の発生が確認された。山東省では来るべき事態に備え河防の充実が図られたが、省内で氾濫を未然に防ぐことは出来なかった。同月末、王家廟（東阿県）・桑家渡（済陽県）で大堤が漫決し、楊子道口（歴城県）では民埝が漫決するなど、各地で大規模な水害に見舞われたのである。こうした状況を憂えた侍講学士済澂や署礼部侍郎王錫蕃は、あるべき山東黄河治水策について意見書を提出し、これを機に政策論議がなされたが、山東巡撫張汝梅は、明代の治水家潘季馴の編み出した「東水攻沙」の方法を墨守するのみであった⁽¹⁴⁾。それで西太后は「一勞永逸の策」無き現状を一巡撫の手腕により打開するのは困難と判断し、廷臣会議の開催を決めた。すなわち、9月初9日西太后は懿旨を下し、軍機大臣に対し大学士・六部・都察院・各堂官と共に廷臣会議を開催し、その結果を具奏するよう命じた⁽¹⁵⁾。

廷臣会議の首班を担ったのは、軍機大臣の礼親王世鐸⁽¹⁶⁾であった。世鐸は、廷臣会議に於ける審議の結果を以下のような内容に纏め上げ、上奏した。

先ず、「一勞永逸」の策を望む場合、「地を水に譲り与える」策でなければならないが、人民の懼れを引き起こすことが懸念されたため、次善の策が図られた。それで、「河面を拡げ、堅く大堤を築き、河流を一路に歸し、東水攻沙の法を用いて深く海口（河口）を刷し、滞りなく海に注ぎ込むようにすれば、或いは災いは少し緩和されるでしょう」として、河面の拡幅と大堤の強化、そして東水攻沙の方法を用いて河口の疏通を行うことを提議した。しかし同時に、「一線の輿図」のみを頼りに立案したことにより、現状との乖離が生じることが危惧され、「何処の河面を展寛すべきか、何処の大堤を加築すべきか、何処の民埝を兼顧すべきか、何処の村莊を遷移しなければならないか、河身が転折する処を如何に疎通すべきか、従前までに既築の工事を如何に培護すべきかについては、情形を目観し、

利害を通籌し、全局を把握していなければ、その要領を得ることはできない」として、「大員」を選んで現地に派遣し調査した上で立案を行う必要を説いた⁽¹⁷⁾。

以上のように、この度の廷臣会議の意義は、河面の拡幅、大堤の強化、河口の疏通という三つの具体策からなる山東黄河治水の枠組みを打ち出すことができたことにある。しかし同時に、会議の結果が机上の空論となる虞が自覚されており、「大員」による現地視察の必要が説かれたのである。この廷臣会議の答申をうけ、先述した如く、9月30日西太后の懿旨が下り、李鴻章を「大員」とする現地調査団が編成され、山東黄河全域に及ぶ実地調査が行われた。そして、山東黄河治水の抜本的解決策を示した大治辦法と、当面の応急策としての治標辦法が立案されたのである。

これら二つの対策案が提出されると、西太后は光緒25年2月14日懿旨を下し、軍機大臣・大学士・六部・九卿・翰詹科道から成る廷臣会議を開き、この二案を検討するよう指示した⁽¹⁸⁾。こうして、二度目の廷臣会議が開催されることになった。其処での審議を経た結果、次のように、李鴻章の提議に照らして対処することを良しとする所見が、礼親王世鐸等により纏められた。

私どもが伏して考えますに、山東黄河は弊害を受けること日に深く、治標・治本を論じる無く、総じて河面を展寛し、堅く堤身を築き、尾閘を疎通するの三事を以て最も扼要の策と致します。この度大学士（李鴻章）等が現場の各員と共同で詳細に履勘して陳べた大治辦法と救急（治標）辦法は、均しく此に外ならないものであります。しかしながら大治は光緒二十六年以後の事に関わり、救急とは本年行うべき工事に関わり、対策は極めて適切であり、章程も極めて詳細で明解であります。私どもは、提議に照らして対処することをお願いいたします⁽¹⁹⁾。

此処で先ず注目すべき点は、二度目の廷臣会議に於いて、李鴻章の提出した大治辦法と治標辦法が、何れも高い評価を得たことである。その理由は、前回の廷臣会議で取り纏められたような枠組みに副って、河面の拡幅、堤防の強化、河口の疎通の三事業に重点を置いて提議されており、且つ発展的に構築されたものであったからである。

今一つ肝要なのは、大治辦法を光緒26年以後の施策であるとし、本年（光緒25年）実施すべき工事に関わるのは「救急辦法」（治標辦法）であるとの見方が示されたことである。こうした見解は、この引用箇所が続いて重点三事業を遂行するための財源について議論が及んだ際、「治標は大治の始事である。先ず治標を行い、次いで大治を行う（蓋治標即大治之始事。先之以治標、繼之以大治。）」⁽²⁰⁾と謳われたように、治標先行論としてより一

層明確に打ち出された。

このように、二度目の廷臣会議の意義は、李鴻章の上奏した提議を承認し、治標先行論の方針を明確に打ち出したことにある。ただ、廷臣会議において財源の問題については、治標辦法の中で示された資金調達策を簡略に列挙するだけに止め、その検討を戸部に指示するよう求めた。3月初7日の上諭はこれに応じ、戸部に検討を命じた⁽²¹⁾。

これに対する答申の中で、戸部は40万両の資材購入費と60万両の堤埝強化費の支出について基本的に同意している。ただ、黄河治水工事は「本来一時に並行して実施するものではなく」、必要な経費は「順序を分けて支出すべきである」とし、各省で留保された財源から指撥される資材購入費の40万両は、4月以前に山東への支給を完了すべきこと、また各省の留保と山東で捻出された財源から発給される堤埝強化費の60万両は、6月に伏汛（夏季の洪水期）が発生する以前に山東への支給を完了すべきことを具申した。先の廷臣会議では、「戸部より年内に一括して支給し、絶え間なく工事費に充ててゆく（由戸部儘本年年内一併籌撥、源源解充工用）」（『上諭檔』25冊、76頁）とされていたが、戸部のこの答申は、より精緻な運用を提言したものと考えられる。ところが、海口疏通策について、戸部の同意は部分的なものに止まった。戸部は、その施行に際して、先ず土地を購入し人民を移住させる必要があるが、既に戸部は関税から10万両を支出して、その用途に充てており、残りの190万両はこの施策が緒に就くのをもって支給する、とし、200万両と見積もられた費用のうち極一部分しか認可しなかった⁽²²⁾。

3月14日の上諭は、この戸部の答申を裁可した。各費用は、各省関を管轄する各督撫に対し一定額が割当てられ、期限内に山東に支給するよう指示された⁽²³⁾。こうした攤派の手法による資金の調達は⁽²⁴⁾、後述するように、滞りなく円滑に実行された⁽²⁵⁾。また同じ上諭は、山東巡撫毓賢に対し、省内の河工を兼管し、上中下三流の総辦を督飭する責任を負わせることを指令した⁽²⁶⁾。この上諭を以て、西太后の着手した山東黄河治水計画の策定が成し遂げられたと考えられる。そして計画は、2月初3日山東巡撫に任命された毓賢の下で執行されることになったのである⁽²⁷⁾。

Ⅱ 山東黄河治水計画の執行過程

毓賢については、研究史上、義和団運動との関連で論じられるのが常であるが、本稿で注目したいのは、その専伝の中で、「毓賢官山東久、河工尤爲熟手」（『清史列伝』巻62）と評価されているように、長らく山東で主要官職を歴任して実績を上げ、特に河工に熟練していた側面である⁽²⁸⁾。清朝宮廷が黄河治水のエキスパートとして評価の高い毓賢を山

東巡撫に登用したことは、山東黄河治水計画を執行する重責を毓賢に負わせたことを意味している。

さて、先述したように、3月14日の上諭は、山東省内に於いて巡撫の毓賢が河工を兼管し、上中下三流の総辦を督飭する責任を負うことを命じた。これに対し、毓賢は4月12日上奏文を提出し、当時の山東社会が抱える問題を三つの「兼顧之難」として挙げ、巡撫が河工を兼管するのは「竭蹶之虞」があるとして、「清廉で労苦に耐え、河工を熟知している高官」を選んで督辦させることを要請した⁽²⁹⁾。4月23日の上諭は毓賢の主張を容れ、河工の現場に常駐し修防事宜を督辦させるべき適任者を選ぶよう指示した⁽³⁰⁾。毓賢は山東督糧道尚其亨を推挙し、裁可された⁽³¹⁾。

また4月23日の上諭は、毓賢に対し、「加撥修防銀兩一項」（総額100万両）のうち20万両が、李鴻章等の会奏で提議された通り、司道各庫から挪用（流用）され、工事が着工されているかどうかについて報告することを命じた⁽³²⁾。更に5月初7日の上諭では、伏汛を迎えるに際し、(1)各省関に割当てられた銀兩の全額が山東に発給されているかどうか、(2)送られてきた銀兩を毓賢はどのように配分して河工に使用するのか、(3)既に議定された諸策、すなわち資材の購入、堤埝の強化、河口の疏通、購地遷民の諸策について、現時点での進捗状況を具奏することを命じた⁽³³⁾。

毓賢は5月17日付上奏文で、この朝命に対し、「本年加撥修培銀兩」が既に各工段に割り振られ、早々に着工されていると答え、先ず「添料添夫之用」として支給された40万両を用いて、例年より多量の楫料と石材を購入し、各営で土夫を追加雇用したことを報告している。そして、追加で雇い入れた土夫は、霜清後に再び酌量して裁撤するとし、残額は搶險費の不足分に充てると陳べた。堤埝強化費の60万両についても、司道庫より一時的に発給された20万両が、險要の地として著名な場所に存在する残欠堤段を修築するために用いられたと報告した。そして、現在各省関から指定の経費が陸續と交付されており、司道庫からの一時預かり分を返還して、なお40万両の残余があるとした⁽³⁴⁾。

以上から、政策の執行を財政的に支える「加撥修防銀兩」（総額100万両）が機能し、山東当局は例年以上に潤沢な河工費が使用可能となったことが分かる。ただこの上奏文の時点で、毓賢は、堤防の強化、河口の疏通、購地遷民策をどのように具体的に遂行してゆくのかについては答申を保留し、自身が現地に赴いて調査し、尚其亨と検討した上で上奏すると陳べるに止まった。

毓賢の提出した8月初10日付上奏文は、6月12日から実施した現地調査の成果を纏め、先に保留していた問題に答えたものである。上奏文の中で毓賢は、先ず山東黄河を上流（曹州府と兗州府）・中流（済南府と泰安府）・下流（武定府）に分け、(1)上流は、河面が

10～20里離れていて、水勢は非常に急で荒々しく、險要の地は全て大溜が堤根に逼迫している、(2) 中流は、河面が狭窄で、坐湾（湾曲）が非常に多い、(3) 下流は、坐湾が非常に多く、そのため險工⁽³⁵⁾が林立して、防ぎきれない、と其其の現状について陳べ、「險工は中流と下流に多く、情況は上流が重い」と概括している。

此処で中流と下流に「險工が多い」というのは、河道の湾曲した箇所が多く、その一つ一つが險工の地となっており、水勢は上流よりも束ねられてはいるが、埽辺⁽³⁶⁾の底がさらわれ崩れ落ちており、所々で憂慮すべき状態にあることをいう。従って中流と下流においては、湾曲を直線化して、水勢を順調にし、巨險を安定させる施策を実行すべきであるとする。また上流の「情況が重い」というのは、河面が寛く、水勢は真っ直ぐ注ぎ、全河の溜を奪う毎に、衝撃を受ける地面も広いことを指している。従って、上流は險要の地に堤防の強化を行い、後路を布置し、以て横決を防ぐことが必要な施策であるとする⁽³⁷⁾。こうした現状認識を踏まえ、毓賢は発給されてきた100万両のうち、司道各庫へ返還した20万両と資材の追加購入のため支出した10余万両を除いて、なお60余万両の残余があり、この資金を使用して各流の堤埝強化工事を今冬一律に着工するとの見通しを示した⁽³⁸⁾。

続いて毓賢は、黄河の河口について、「全局に関する所は、尾閘の通暢が最も重要である」と位置付け、鉄門関故道の挑通、兩岸堤防の堅築、購地遷民の各事を速やかに施行すべきであるとした。しかし、先述した如く、購地遷民策の所要費用に対する戸部の認可は極一部に止まっており、計画を実行する上で著しい障碍となっていた。実際、戸部は、応需銀9万0,700余両に対し、10万両の支出を8月以前に完了させていたとはいえ、残りの190万両については、「遷民に見通しがつくのを俟つ」として認可しない姿勢を全く崩してはいなかったのである。勿論毓賢はこうした戸部の硬直した姿勢に得心せず、清朝朝廷に対し戸部が190万両の全額を今冬と来春の両期に分けて発給することを指令するよう求めたが⁽³⁹⁾、朝廷は毓賢の要求を受け流すのみであった⁽⁴⁰⁾。

ところで毓賢は、この上奏文に片奏を添えている⁽⁴¹⁾。毓賢はその冒頭で、応急策を採るか抜本策を採るかに関わりなく、河面を拡幅し、堅く堤身を築き、尾閘を疏通するという三事業が最も扼要の策であると陳べているように、この付属文書は何よりも山東黄河治水計画の既定方針に立脚して纏められたものである。先の上奏文で山東黄河全域に及ぶ現状認識とその対策について概括的に陳べた毓賢は、片奏の中で、鉄板沙対策⁽⁴²⁾、堤埝の修復工事⁽⁴³⁾、河道の湾曲箇所の直線化⁽⁴⁴⁾の三つの具体策について進言し、清朝政府の既定方針たる主要三事業の遂行を推し進めようとした。またこの片奏で、毓賢は戸部との対立を招くような財政的要求を行うことを避けており、これらの諸策は中央政府に受け容れられ易いものとなっていた。それで片奏は裁可され⁽⁴⁵⁾、8月19日上諭が下された。三

つの具体策は、尚其亨及び上中下流の各督辦と協同で施行されることになった⁽⁴⁶⁾。

以上のように、山東巡撫毓賢は「治河最勤」⁽⁴⁷⁾と評された通り、真に精力的に黄河治水に従事していたと言えるであろう。毓賢は山東黄河治水計画の執行者としての役割を担い、忠実にその役割を果たそうとしたのである⁽⁴⁸⁾。ところが、よく知られているように、毓賢の義和団融和策は諸列強から猛反発を受け、11月初4日毓賢に対し来京陛見の朝命が下った。巡撫は袁世凱が署理し、義和団問題に対処する為の布陣が敷かれることになった。毓賢の山東巡撫時代は僅か九箇月で幕を閉じ、立て続けに開陳した腹案を施行することはできなくなった⁽⁴⁹⁾。

その後、年が改まって、光緒26年2月堤埝の強化工事（総工費60万両）が予定通り着工され、4月に竣成した⁽⁵⁰⁾。毓賢がその実現の為に尽力した山東黄河治水計画の一部が成し遂げられたのである。ところが、後任の袁世凱は、計画の続行を主動することに対し極めて消極的な姿勢を示した。袁巡撫は正月28日付片奏の中で、計画の策定と執行をめぐる経緯について縷々陳べたものの、(1) 吏治・軍政を整頓する必要がある、(2) 教案の交渉、及びドイツ人が始めた鉄路・礦務事業に対処する必要があるとの二つの理由を挙げ、「目下、暫く身を分ち難い」として、前巡撫が重用した尚其亨に引き続き河工を督辦させるよう求め、裁可されたのである⁽⁵¹⁾。このように、袁世凱は山東黄河治水計画の完遂に対し距離を置き、自ら進んで関わろうとはしなかった。

北京では、同年7月20日（1900年8月14日）八箇国連合軍が侵入し、西太后はその翌日北京を脱出した。西のかた蒙塵の旅に出立した西太后は、9月初4日西安に到着し、此処に行在を置いた⁽⁵²⁾。翌年7月25日（1901年9月7日）北京議定書が締結され、義和団問題に決着がついたのを見計らい、西太后は8月24日行在の地から帰京の途に就いた。ところが、議定書の締結に尽力した李鴻章が9月27日死去し、自身が山東黄河治水問題の解決を託した政治的主柱を失うことになった。

西太后は11月28日北京に入り、政界の第一線に復帰することになるが、京師を離れていたこの一年数箇月の期間を経て、山東黄河治水問題の解決に向けた意欲を著しく減退させていた。帰京を果たす直前の11月22日、正定府に於いて、西太后は「すべては儉約を崇ぶことを先務とすべき」ことを命じる懿旨を下し、各地の壇廟の要工を除き、節減すべき浪費の全てを杜絶すべきことを指令した⁽⁵³⁾。この懿旨により指し示されたような経費節減の方向は、多額の費用を要する山東黄河治水計画の遂行と両立し得ないことは明らかであった。

毓賢の失脚と袁世凱の無関心。李鴻章の死去。西太后の変節。こうした事態に直面し、山東黄河治水策をめぐる情況は一層厳しさを増した。20世紀最初の年、山東黄河治水計画の遂行は一旦頓挫したように思われる。

Ⅲ 山東黄河治水計画の再開問題

1 周馥の山東巡撫就任

ところで、光緒28年（1902）4月21日周馥が山東巡撫に任命されると、一旦頓挫したかのように思われた山東黄河治水計画は、再開に向けた動きを見せるようになった。その動因となったのは、前述したように、周馥こそ計画の立案に際しその奏案を起草し、李鴻章を補佐する役割を果たした本人であったのであり⁽⁵⁴⁾、周馥が山東巡撫に就任したことで、黄河問題の専門家としての手腕を発揮する絶好の機会を得たことによる⁽⁵⁵⁾。以下ではまず、周馥が巡撫に就任した年に発生した山東黄河の氾濫について検討してみたい。

山東巡撫に就任して間もない周馥の元に、河南巡撫錫良からの咨報が届けられた。其れに拠ると、7月25日及び27日陝州の萬錦灘で6尺5寸の洪水があり、7月23日から26日にかけて武陟の沁河でも9尺8寸の洪水が発生していた⁽⁵⁶⁾。知らせを受けた周馥は、「豫河がこれほど盛んに漲るのは、これまで稀有のことである」と焦慮を隠しはしなかった⁽⁵⁷⁾。

同じ頃、山東省内でも、利津県南岸の馮家莊において水勢が異常に洶湧しており、7月23日とその翌日の二日間、昼夜大雨が止まず、埽が剥がれ堤が裂ける危険な状態に陥っていた。そして遂に8月初3日の夕刻、西南の大風の影響で河流が堤根を直撃し、70丈にわたり倒壊すると、初8日午時（正午頃）漫溢し、30余丈の決口が形成された。決口の水深は3～4丈で、河流の「三分之一」が流れ出し、東南へ直進して海へ流れ込んだ⁽⁵⁸⁾。13日戌刻（午後7時～9時）には、惠民県北岸の劉旺莊で漫決し、約70丈の口門が形成された。口門の水深は3～4丈で、河流の「十成之六」が此处から流れ出た⁽⁵⁹⁾。

8月23日周馥は、馮家莊と劉旺莊の決口現場を視察するため省城を出発した（9月初4日帰城）。現地ではこの度の氾濫について、「秋季の洪水で未だこれ程大きく且つ久しきものはない」との見方で一致していた。このとき周馥が把握した現地の状況は、次のように要約できる。すなわち、劉旺莊の決口は180余丈に拡がっていたが、済陽県や濱州への波及を阻止するため「目前の緊要なる關鍵」とされた裏頭の盤築工事は完遂されていた。決口の東西両壩の水深は2丈3～4尺から3丈、中流（河道の中部）の水深は3丈4～5尺であった。河流の「十分之八」が東北に流れ出し、正河の深さは3～4尺に過ぎなかった。大溜を正河に引き入れるのは容易でないと認識された。一方、馮家莊の漫口の幅は110丈に拡がっており、東西両壩の水深は7～8尺から1丈3～4尺、中流の水深は2丈余尺であった。決口それ自体の状況は確かに悪化していたが、馮家莊の「流れが緩やかで力がなく、上段で漫決していて溜勢は分かれているので、此处の堵口工事は難しくない」ことが判明した。周馥は、馮家莊で堵口工事を実施する意向を示した⁽⁶⁰⁾。

このように、馮家莊は、上流に位置する劉旺莊で河水の大部分が奪われ、水量が減少した影響で、堵合工事は困難でないと見なされた。それで、馮家莊での堵合工事（馮工）が優先され、10月初10日に竣成した。一方、劉旺莊は口門の幅が219丈、両壩の水深が2～3丈あり、進占工事は難航していた。工事の進捗状況はこの時点で「厳しく見て、将に半ばまで及ばんとする」とされ、合龍は早くて11月下旬と見込まれた⁽⁶¹⁾。しかし工事は遅延し、12月初4日周馥は現地を再度視察するため省城を出発した。調査の結果、口門の幅は20余丈にまで縮まっており、4～5占を進めば合龍できることが分かった⁽⁶²⁾。工事は氷凌が溶けるのを俟って再開され、2月18日竣成した⁽⁶³⁾。

このようにして、劉旺莊と馮家莊における堵合工事は遂行されたのである。ところが、工事を完遂するための費用がかさみ、防汛経費（年額60万両）⁽⁶⁴⁾を遙かに超える巨額に上った。そのため周馥は、工事費の調達という難題に直面することになった。

周馥が最初の現地視察を終えた時点で行った見積もりでは、劉旺莊の堵合工事（劉工）に約48万両、馮家莊の堵合工事に約10万両、劉旺莊の下流にある残堤と旧埽の補修工事に約15万両の費用が必要なが分かった。これらを総計すると73万両に上った⁽⁶⁵⁾。ところが、先述したように、劉工に手間取り、当初の見積もりに加え、更に16万両の追加費用が必要となるなど⁽⁶⁶⁾、結局、総工事費は93万2,597両に膨張したのである（表1）。

堵合工事のために本来投入されるべき防汛経費は、7月末の時点で既に使い果たされていたため⁽⁶⁷⁾、当初周馥が工面できたのは、京餉と漕折の截留により得られる30万両に止まった。その結果、43万両の資金不足が生じた。周馥はこの不足分を補填するため、省内で一年間の「七項常捐」⁽⁶⁸⁾を開設することを提議し、9月19日裁可された⁽⁶⁹⁾。しかし、同時に導入を試みた「商款」の暫時借入れについては、検討が見送られた⁽⁷⁰⁾。残りの不足分は、山東当局が自力で調達しなければならなくなった。

表1 光緒28年（1902）、劉馮両工の収支

工 事 費		財 源（出 処）	
劉工費	68万6,150両	光緒28年度京餉の截留（藩庫・運庫）	15万両
馮工費	9万6,690両	光緒28年度漕折の截留（糧道庫）	15万両
補修工事費	14万9,756両	光緒27・28年度地糧贏余（藩庫）	21万4,089両
		工賑捐款	17万2,463両
		屯田繳価（糧道庫）	8万両
		已革戸部郎中郝祖修からの報効	1万4,000両
		常税釐金の借撥（膠海関）	15万2,044両
合 計	93万2,597両	合 計	93万2,597両

資料）『光緒朝硃批奏摺』第100輯、644～645頁、史料番号516。

2 防汛経費の増額要求をめぐる周馥と戸部の対立

この二つの工事を進める中で資金不足による資材の缺乏が障碍になったとして、周馥は12月21日上奏文を提出し、来年度の防汛経費をこれまでの年額60万両から80万両に増額することを要求した⁽⁷¹⁾。これに対し戸部は、原奏では20万両の追加支出が安瀾に確実に繋がるのかどうか明言されていないとして、司道に転飭し再度徹底して検討させるよう周馥に求めた⁽⁷²⁾。こうして防汛経費の増額要求をめぐる周馥と戸部の論戦の火蓋が切られた。

再度検討を命じられた山東の河防局司道は、以下のように答申を纏めた。司道は、近年の銀価は下落傾向にあり、光緒18年に年額60万両の防汛経費が定められた当時、銀価は1両につき制錢1,600文であったが、最近では僅かに制錢1,100文程度と交換できるだけであると、銀価の下落により資材の買い置きに必要な制錢が目減りする現状について縷々陳べた。司道は続いて、20万両の追加資金を用いて稽料と石材を購入し、埽壩に対し一律に十分な措置を行い、余った資材は残して險要の地に積み上げておき、氾濫の発生に備えるとして、20万両の用途について答えた⁽⁷³⁾。

黄河全域の安瀾に成功できるのかどうかについては、河防局司道はその是非は「堤身の高厚を以て判断するべきである」とし、「山東黄河は、民埵を堤防と為したため卑薄に過ぎ、且つ湾曲や逼窄した処があるが、もし全面的に補強を行い、それから歳修を加えれば、平險諸工は全て頼みとすべきものがあり、自ずと見込みの無い状態にはならない」と答えたが、この度20万を加撥（追加支出）することによって、「全て人の力で維持するのであり、敢えて万全の自信があるとは謂わないが、私見では5割か6割の見込みがあると考えている⁽⁷⁴⁾」とする答申を行った。

山東側の答申を受け取ると、戸部は以下のように激しい非難を浴びせ、山東当局に対する対決姿勢を露わにした。

- (1) 山東黄河の防汛経費は、年額60万両に5万両を加撥しており、もとより少額ではない。山東省は昨年、既に10万両の防費の加撥を求めている。この度20万両の加撥を要求するのは、年間支出額の三分の一の増額となる。
- (2) 「全て人の力で維持するのであり、敢えて万全の自信があるとは謂わない」と言うが、万全の自信がないのなら、20万両もの巨額の費用を付けることはできない。「私見では5割か6割の見込みがあると考えている」と言うが、河工が重大事であることが分かっていない。僅かに5割か6割の見込みしかないのなら、残りの4割から5割はどうなるのか全く分からない。加撥した20万両が将来無駄にならな

いことは保証しがたい。

- (3) 咨報に拠れば、山東省の司道等は、漕折・減半等款を発給して加撥の用に充てるよう詳請しているが、この二項は何れも国庫に納入されるべき正款である。国庫が窮乏している時に、山東省が任意に截留し、こうした充分な見込みのない事を為すべきではない。⁽⁷⁵⁾

このように、光緒29年度の防汛経費の増額を目指した周馥の動きは、戸部から完全に拒絶され、失敗に終わった。周馥はこの結果を受け容れ、以後二度と同じ要求を行うことはなかった⁽⁷⁶⁾。

防汛経費の増額要求をめぐる戸部との厳しい対立を通じ、周馥は山東黄河の治水策を実施するに際して、戸部からの財政的支援を期待するのは困難であることを理解した。戸部の意向が「山東の款を儘くし、山東の河を治める」⁽⁷⁷⁾ ことにあることを悟った周馥は、戸部に対する財政的要求を抑制するようになった。以下、二三の事例を挙げてみたい。

光緒29年6月13日寧海莊（利津県南岸）の堤防⁽⁷⁸⁾が漫決した⁽⁷⁹⁾。9月初3日被災地の視察を終えた周馥は、堵口工事費を45万両と見積もり、従来通り漕折と京餉の截留により費用を調達しようとした。ところが、この年の京餉は既に全額が武衛右軍の兵餉に支出されており、ただ漕折の一項が有るのみで、30万両に満たないその全額を截留し工事費に充てたとしても、16～17万両の不足が見込まれた。このとき周馥は、「部庫は窮乏している」として、「敢えて部款（国庫）からの発給を請わず」、七項常捐からの収入と州県レベルの「地糧盈餘」を集めて不足分を賄うと上奏した⁽⁸⁰⁾。ところで、この寧海莊に於ける堵築工事は、開始した当初は順調に進捗したが、次第に難航するようになり、周馥は10月23日から翌月初5日にかけて二度目の現地調査に赴いた。その際、更に28万両の追加工事費が必要となることが判明した。周馥はこの費用を膠海関洋税（17万両）と臨清関正税（11万両）を暫時借り入れることで調達すると上奏し、山東省内で対処してゆく意向を示した⁽⁸¹⁾。

光緒30年正月初4日には、利津県の王莊と、そのやや上流に位置する扈家灘・馬莊・姜莊において大堤が漫決し⁽⁸²⁾、現場から決口の堵合工事費は18万両と見積もられた。このとき周馥は「戸部の銀庫は枯渇しており、支出すべき財源がない（部庫支絀、無款可撥）」として、戸部に対し財政支出を要求せず、「賑捐項下」から調達した⁽⁸³⁾。同年6月薄莊で漫決した際も、決口の堵築工事は断念されたが、被災地の救済策に約50万両の費用を必要とした⁽⁸⁴⁾。周馥はその費用を調達するに当たり、敢えて軽々しく部款（国庫）を要請しないとしたが、司庫から流用すべき財源も無いため、やむを得ず「工賑捐款」の中から支出することにした⁽⁸⁵⁾。

3 山東黄河治水計画の再開問題

光緒29年3月21日付上奏文で周馥は、咸豊5年（1855）黄河が山東に河道を改めて以来、山東だけが深刻な被害をこうむり、小民の困苦は続いて絶えず、生路無きに等しい状態に置かれてきたが、歴年の時局の困難と財政の窮乏のため未だ充分な施策を実行できないでいたとし、歴代巡撫の陳士杰・張曜・李秉衡の治績を挙げて論じている。そして李鴻章が中心となり纏められた救急治標辦法が策定され、戸部から100万両が支出されることが決まると、大堤強化工事が実施され、周馥が「今日堤身が3丈の頂寛を有するのは、其の工事の結果である」と評価するような成果を得たという。ところが、光緒25年とその翌年は幸運にも安瀾であったから問題はないが、順調に進捗するはずであった施策は、「図らずも時局は混乱し、未だ事業を継続して行えないでいる（不意時局變亂、未得接續興辦）」と言うように、義和団事件を機に中断させられ、未だ再開されていなかったことを問題にした⁽⁸⁶⁾。

このように周馥は、義和団事件を機に中断していた山東黄河治水策を再開し、施策の継続を図ろうと考えた。それで、(1)「加倍堤身」（堤身の強化）、(2)「酌改石堤」（石堤の導入）、(3)「疏築下口」（河口対策）、(4)「展寛大堤」（大堤の補強）、(5)「設立汴汛堡夫」（汴汛堡夫の設立）から成る山東黄河治水策の提案をおこなった。これら五つの策は、周馥自身が陳べるように、「大凡なお大学士李鴻章等の原議を出ない」ものであった。周馥は必要経費を総額560万両と見積もり、戸部に対し300万両の負担を要求し、山東は三年内に260万両を調達するとの資金計画案を示した。此処で山東が独自に調達する財源とは、「七項常捐」と「屯田繳価」⁽⁸⁷⁾の他に、「司道各庫が提撥できる款」を指していた⁽⁸⁸⁾。

周馥の提案は、戸部の審議に付された。300万両の支出を求められた戸部は、山東が260万両を三年に分けて調達すると認めているからには、山東が集めた年額80余万両の工事費を最も重要な險工に振り向けて対処すべきであるとの趣意を陳べ、周馥の要求を拒絶した。この時戸部が持ち出したのは「就款興作」の原則に基づき、調達可能な資金に応じた工事を実施すべきであるとの論理であった⁽⁸⁹⁾。5月初7日の上諭は、戸部の議覆を受けて、周馥に対し再度検討した上で具奏することを命じた⁽⁹⁰⁾。このように、戸部が300万両の財政支出を拒否したことで、周馥は計画案の修正を求められることになった。

周馥は11月初8日上奏文を提出したが、五策の中から堤身強化策と石堤導入策の二策のみを計画案に残し、残りの全てを取り下げることを余儀なくされた。周馥が計画案の大幅な縮小に踏み切った理由は、残りの三策は「巨額の資金が無ければ施行できないが、現在こうした資金が無い」ためであると共に、山東当局が省内で年額80万両を調達することは極めて難しいことが判明したからである⁽⁹¹⁾。

このように、周馥の目指した構想は、その一部分が実現できたのみであった。

ところで、光緒30年6月29日薄莊⁽⁹²⁾の大堤が決壊し、寛さ100余丈の決口を形成すると共に、河流の「六成」（六割）が其処から流れ出た。決口から流れ出た水はやがて二股に分かれ、一つは東北の方向に進んで鉄門関の黄河故道に入り、海に帰した。いま一つはやや北寄りに進んで洛河（徒駭河）に流れ込み、海に帰した。

鉄門関は、「老正河」との俗称が示すように、光緒15年（1889）以前の黄河故道であった⁽⁹³⁾。先述した通り、李鴻章は鉄門関故道の恢復を山東黄河治水計画の主柱の一つに挙げていた。この度の薄莊における氾濫は、周馥にとって、恰もこの計画を実現するための糸口を与えられたかのように思われる。

9月14日周馥は現地の視察に赴き、決口の位置が隄尾（大堤の施工が終結した先端部）まで僅か103丈の地点にあること、そしてその寛さは332丈であることを把握した。情況は、周馥にとって既知のものと大差なかった。堵合工事費は194万余両と見積もられたが、これほど巨額の資金を調達するのは困難であり、たとえ工事を完遂したとしても、「堵合した後、防守に全く効果が無い（僉云堵合之後、防守毫無把握）」との見方が支配的であった。それで周馥は、決口の堵合工事を「善策を得ず」と判断し、実施しないことを決断した。

続いて周馥は、舟に乗り漫口から下駛した。東北の方角へ40里行くと徒駭河に入り、更に60里進むと海に達した。視察の結果、周馥は、「この路は地勢が低く窪んでおり、水は争ってここに趨く、人間の力で状況を元に戻すことは出来ない」として、徒駭河へ流れ込んだ河道をそのまま存続させることにした⁽⁹⁴⁾。一方、鉄門関の故道に流れ込んだ河道に対し周馥は、直ぐに断流して淤塞したため、敢えて疏通を施行しなかった。周馥は、以前の絲網口河道が決口後淤塞して陸地と成り、挽回の困難な状態であるとし、徒駭河を尾閥とする現在の河道を維持することを提議した⁽⁹⁵⁾。このように、周馥は腹案に拘泥せず、現状を追認したのである。

周馥は鉄門関故道の復原を断念する片奏を9月26日提出した。同じ頃、周馥は署两江総督に任命され、山東を離れることになった。周馥の目指した山東黄河治水計画の再開は、極一部分しか実現しなかった。

お わ り に

最後に本文を要約し、結びとしたい。

光緒24年山東省では、黄河の大規模氾濫が発生した。訓政を開始して間もない西太后は、その対応策を講じる過程で、山東黄河治水策を新たに構築する必要を感じ、軍機大臣に廷

臣會議の開催を指示した。

山東黄河治水計画の策定過程で鍵鑰的な役割を果たしたのは、礼親王世鐸を首班として二度開催された廷臣會議であった。最初の廷臣會議の意義は、河面の拡幅、堤防の強化、河口の疏通の三事業に重点を置くことが定められ、政策の方向付けがなされたことであった。

また、この廷臣會議は李鴻章を中心とする現地調査団の結成を促し、山東黄河全域の現地調査が実施される運びとなった。その成果を基に、李鴻章は大治辦法と治標辦法の二つの計画案を上奏した。その内容は廷臣會議の方針を踏まえ、さらに発展した内容を有していたので、両案とも肯定的に受け容れられた。

二つの計画案を審議した、二度目の廷臣會議では、治標先行論の方針が定められたが、財源については戸部の検討に委ねられた。戸部は資材購入費と堤埝強化費の総額100万両については治標案の通り認可したが、購地遷民策への財政支出を極一部しか認可しなかった。戸部は計画の執行が始められた後も、この姿勢を堅持し続けた。

策定された山東黄河治水計画を執行する責任を負ったのは、山東巡撫に就任した毓賢であった。毓賢は各省関に割り当てられた100万両を基に計画を遂行して行き、同時に詳細な具体策の提議を行った。しかし毓賢は義和団事件への対応を咎められて巡撫を更迭され、その役割を全うすることができなかった。

山東巡撫に就任した周馥は、劉工と馮工に関わる中で工事費の不足に直面し、防汛経費の増額を実現しようとしたが、戸部の強硬な反対に阻まれた。以後周馥は、戸部に対する財政支出の要求を抑制するようになり、経費を山東省内で調達しようと努めるようになった。周馥は一時中断していた山東黄河治水計画を再開させようとしたが、山東省内での資金調達が不調に終わった上、戸部の反対姿勢を覆うことができなかった。周馥の提議した計画のうち実現できたのは極一部分に止まった。

註

- (1) 中国第一歴史档案館編『光緒宣統兩朝上諭檔』広西師範大学出版社、1996年、24冊、509～510頁、史料番号1736。以下、本史料を使用する場合、『上諭檔』と略記する。
- (2) 梁啓超「中国四十年来大事記（一名李鴻章）」『飲冰室專集之三』第十章、68頁。
- (3) 李鴻章「懇 恩另簡勘河大臣摺」光緒24年10月初1日、『李鴻章奏稿』卷79、60頁。
- (4) 李鴻章「查勘山東河工酌帶人員摺」『李鴻章奏稿』卷79、61頁。
- (5) 「致譯書」『李鴻章全集（三）電稿三』上海人民出版社、1987年、855頁。
- (6) 尚其亨はそれまで武定府知府を務めていたが、光緒24年9月20日山東督糧道を補授することを命じられ（『上諭檔』24冊、494頁、史料番号1666）、10月初1日調査団に加わった（『上

- 論档』24冊、516頁、史料番号1748)。これより先、同年7月21日には山東巡撫張汝梅の推挙をうけ、來京を命じられていた(『徳宗実録』巻425、570頁)。
- (7) 周馥が計画案の事実上の起草者としての役割を果たしたことについては、王林主編『山東近代災荒史』齊魯書社、2004年、第三章、清末山東黄河の治理、に詳しい。なお周馥による草案は、『周愨愼公奏稿』巻5、52～68頁、に、「代李文忠公擬勘籌山東黄河會議大治辦法摺」、及び「代李文忠公擬籌議山東河工救急治標辦法摺」として収録されている。
- (8) 『李鴻章奏稿』巻79、62～69頁。
- (9) 『李鴻章奏稿』巻79、76～78頁。
- (10) 『李鴻章奏稿』巻79、76～77頁。
- (11) なお李鴻章は、この二つの上奏文に加えて、「代陳盧法爾擬辦河新法片」(『李鴻章奏稿』巻79、85頁)と、その調査書を中文訳した「照訳比国工程師盧法爾稟勘河情形」(『李鴻章奏稿』巻79、86～95頁)を提出している。その検討は、今後の課題としたい。
- (12) 張含英『歴代治河方略探討』水利出版社、1982年、146～149頁。
- (13) 王林主編『山東近代災荒史』齊魯書社、2004年、第三章、清末山東黄河治理。
- (14) 『再続行水金鑑』巻138、河水、編年85、3631～3632頁。潘季馴(1521-95)の治水理論と実践については、谷光隆『明代河工史研究』東洋史研究叢刊四十五、1991年、等を参照。張汝梅の黄河治水策については、別稿で詳しく論じる予定である。
- (15) 『上諭档』24冊、474頁、史料番号1605。
- (16) 光緒10年3月13日恭親王奕訢が軍機大臣を罷免された際、西太后は醇親王奕譞に対し諸王の中で誰を後任とすべきかを諮問したところ、奕譞は世鐸の名を挙げた。礼親王世鐸はこれを機に軍機大臣となり、緊要な事件は奕譞と協議して対処することになった(『清史稿』列伝3)。以後、礼親王世鐸は、光緒26年7月初3日罷免されるまで軍機大臣を務めた。光緒13年2月光緒帝の親政が開始されるのを機に辞職を申し出たことがあったが、西太后は容認しなかった(『上諭档』13冊、8頁、史料番号15)。世鐸は軍機大臣に在任中、「しきたりに拘泥した(謹守繩墨)」と評され、大学士榮祿と姻戚関係を結び、自分の旗族を大いに縁故採用したと伝えられる(国立故宫博物院院蔵『清史館伝稿』7302号)。
- (17) 『上諭档』24冊、510～511頁、史料番号1737。原文は次の通り。「誠欲一勞永逸、非讓地與水不可。然非常之原黎民所懼、不得已而思其次計。惟有展寬水面、堅築大隄、使河流歸於一路、用束水攻沙之法、刷深海口、以暢尾閘、河患或可少紓。然何處之水面宜展寬、何處之大隄宜加築、何處之民埝尚可兼顧、何處之村莊必須遷移、以及河身轉折之處應如何疎通、從前已築之工應如何培護、非目觀情形、通籌利害、全局在胸、不能得其要領。僅憑一綫輿圖、實屬無從懸揣。」
- (18) 『上諭档』25冊、56頁、史料番号178。
- (19) 『上諭档』25冊、75頁、史料番号266。原文は次の通り。「臣等伏查山東黄河受弊日深、無論治標・治本、總以展寬河面、堅築隄身、疎通尾閘三事最為扼要之策。此次該大學士等督同在事各員、詳細履勘、所陳大治辦法與救急辦法、均不外乎此。不過、大治係光緒二十六年以後之事、救急即係本年應辦之工、辦法既極切實、章程亦極詳明。臣等公同商酌、擬請照議辦理。」
- (20) 『上諭档』25冊、76頁、史料番号266。
- (21) 『上諭档』25冊、73～74頁、史料番号265。
- (22) 『上諭档』25冊、84～85頁、史料番号297。戸部の答申の原文は次の通り。「茲據戸部奏称。

此次黄河工程。按照辦法次第。原非一時並舉。應需款項。自應分次籌措。現在於各省存儲的款項下。指撥銀四十万両。專為加撥修防購辦物料之用。限於四月前解到。復於各省存儲及山東節餉項下。指撥銀六十万両。以為扼要修培堤埝之用。限於六月伏汛以前解到。其疏通海口一項。先須購地遷民。方可漸次施工。既經該部在関稅項下先撥的款銀十万両。以為購地遷民之用。一俟辦有端緒。即行統撥銀一百九十万両。斷不至誤要需等語。」

- (23)『上諭檔』25冊、84～85頁、史料番号297。「……至戸部所撥各項。俱係有著之款。即著電知各省關該管督撫。務當仰體朝廷慎重河防之意。迅飭該管各員將指撥之款儘數依限解工。毋得展轉推延。並不准絲毫拖欠。儻限期已逾。解不足數。即由山東巡撫查明報部。由戸部從嚴奏參。」

- (24) 攤派制については、岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会、2004年。

- (25) 各省関への具体的な割当額とその供給状況について確認できるのは、以下の三つの記事である。(1) 河南省に割り当てられた10万両が3月29日山東藩庫に納付された(『光緒朝硃批奏摺』第100輯、234頁、史料番号195)。(2) 河東道庫から5万両が4月23日山東藩庫に納付された(同、史料番号196)。(3)「浙江実存票課引課等」に割り当てられた10万両が、6月の伏汛までに「綱票引課」及び「綱票課釐」から各5万両が前後して納付された(同236頁、史料番号198・199)。

- (26)『上諭檔』25冊、84～85頁、史料番号297。「光緒二十五年三月十四日内閣奉上諭。……此次籌辦工程。皆在山東境内。毓賢以巡撫兼管河工。責無旁貸。即著該撫悉心綜覈。督飭上中下三游總辦道員。各專責成切實經理。毋得濫用一人虛糜一物。」

- (27)『上諭檔』25冊、45頁、史料番号130、131。毓賢は内務府正黃旗漢軍の出身で、科挙試験による「正途」の道を進まず、「異途」とされる監生の地位を購い、更に捐納を通じて知府の資格を得た。初め山西に配属されたが、光緒5年(1879)山東に移り、8年には桃園の堵口工事に関わった。光緒14年(1888)署曹州府知府を署理し、捕務に功績を上げたことで17年巡撫張曜の推薦を得て、知府を実授された。その後山東省内で兗沂曹濟道・山東按察使・署山東布政使を歴任した。光緒24年8月湖南布政使、11月には署江寧將軍となり、一時山東を離れていた。「毓賢」『清史列伝』巻62、等に拠る。なお毓賢が実際に着任した日は、3月初2日のようである(『光緒朝硃批奏摺』第100輯、221頁、史料番号187)。

- (28) 別の専伝にも、「廷議以毓賢官魯久、諳河務、擢代之。」(『清史稿』列伝252)とあり、毓賢が山東巡撫に登用される際の経緯について同様の知見が得られる。

- (29)『光緒朝硃批奏摺』第100輯、230～231頁、史料番号192。此处で毓賢の言う三つの「兼顧之難」とは、(1) 黄河の形勢は常に変動しており、現場に常駐して河岸を周歴し、総辦や委員を率いて詳しく調査しなければ、その要領を得るのは難しいこと。(2) 近来、山東省には「盜風之熾」・「交渉之繁」・「籌兵・籌餉之難」といった多くの案件があり、教案がドイツの青島占拠をまねいた後、巡撫は各方面からの電信に即答しなければならない。ドイツが鉄路敷設と鉱山採掘に向けた調査を順次実施するという情勢下にあり、巡撫が河工の現場に常駐し全ての場所を総轄することは両立できない恐れがあること。(3) 貧しい人々が久しく水災を思い苦しんでいる。もし巡撫が河工の現場に駐在し、河岸を調査して災害を未然に防ぐことが出来ても、三十余県の「矛遺之民」(難民)の住居が定まらないのであれば、誤りを繰り返すことになること。以上である。

- (30)『上諭檔』25冊、121頁、史料番号470。

- (31)『光緒朝硃批奏摺』第100輯、237頁、史料番号200。この上奏文の中で、毓賢は尚其亨の

為人を「細心で優れた才能をもち、意志は堅忍不拔である（心細才長、志趣堅卓）」と評し、武定府で長年河工に従事し、各地の情況に適した対策を熟知しているとして、その実務能力を高く評価している。尚其亨は、光緒26年10月初5日山東按察使に任命された後も、引き続き上中下三流の河工の一切を督率した。『光緒朝硃批奏摺』第100輯、392頁、史料番号316。

- (32) 『上諭檔』25冊、121頁、史料番号470。この20万両の内訳は、藩庫からの5万両、運庫からの5万両、糧道庫からの10万両であり、上中下三流の各督辦に發給されることになっていた。光緒25年2月22日付張汝梅の片奏に拠る。『光緒朝硃批奏摺』第100輯、213頁、史料番号177。

- (33) 『上諭檔』25冊、139頁、史料番号543。

- (34) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、237～238頁、史料番号200。原文は次の通り。「……至本年加撥修培銀兩、業已分別發行各段、早經趕緊舉辦、計於四十萬兩内、撥添料添夫之用。較歷屆伏秋兩汛期內、多購稽七千萬斤・石八千方、各營逐漸添雇土夫、霜清後再行酌量裁撤、下餘之款作為臨時搶險歲額不敷之需。其六十萬兩修培堤埝、亦經預提司道庫銀二十萬、凡著名險要處所殘缺隄段擇要修築、照上年水痕加高幫寬一律夯硤堅實。現在各省關奉撥的款陸續兌交、除劃歸預提之項、尚存銀四十萬兩。」

- (35) 險工とは、堤防が決口する危険があり、速やかに補修工事を行う必要がある場所を言う。毓賢は「坐灣之處、一灣一險」（坐湾している処は、例外なく險工である）とし、「極險」の地では河流が「堤根に直逼し」、それに次ぐ險工の地では「埽邊が淘刷されている」とする。『光緒朝硃批奏摺』第100輯、263頁、史料番号220。

- (36) 埽とは、河流が堤岸を衝刷することを防御する為の建築物で、楷・葦・柳や土・石を樁と縄を使って繋ぎ合わせることで造り上げる。

- (37) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、261頁、史料番号219。原文は次の通り。「查上游曹兗所屬河面相去一二十里不等、水勢湍悍異常、凡險要之處、大溜直逼堤根。中游濟南泰安所屬河面較窄、坐湾甚多。下游武定所屬坐湾愈多、是以險工林立、防不勝防。論險工則中下游為多、論情形則上游為重。蓋上游河面既寬、水勢長驅直注、有時每奪全河之溜、而被冲地面亦廣。中下兩游坐湾既多、一灣一險。水勢雖較上游束縛就範、而埽邊淘底墊塌、尤屬處處可慮。綜核全局、上游宜相度險要、加意修培、並布置後路、以防橫決。中下兩游宜酌量裁灣取直、以順水勢、而平巨險。」

- (38) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、261頁、史料番号219。原文は次の通り。「……查戶部原議奏准加撥修防銀四十萬兩、又提撥大治土方項下銀六十萬兩、計共一百萬兩、除撥還司道各庫二十萬兩・各段添購料物十餘萬兩外、尚餘銀六十餘萬兩、擬即動用此項、將各游隄埝大加修培、於今冬一律興辦。」

- (39) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、261～262頁、史料番号219。

- (40) 毓賢の上奏文に対し「覽奏已悉戶部知道」との朱批が付けられているが（『光緒朝硃批奏摺』第100輯、261頁）、戸部に対する性急な190万両の發給指令要請については、決裁は避けられているように思われる。

- (41) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、263～264頁、史料番号220。なお、同じ上奏文は『光緒朝東華錄』（中華書局版）光緒25年9月戊午の条にも収録されているが、植字工程で生じたと思われる誤植が特に目立つので、他の史料と突き合わせ慎重に校訂した上で使用しなければならない。

- (42) 毓賢に拠ると、鉄板沙とは、河口にまで至った黄河の泥沙が束ねられずに拡散し、そうした状態で風や潮の満ち干に晒されて膠着し、鉄の如く固まってしまう地層のことである。鉄板沙が原因で河流が滞り、黄河の出路が塞がれて、横溢の多発をもたらすという。毓賢はこの鉄板沙を「尾閼之害」の最たるものとして挙げ、解決策として長堤を淤灘まで延長し、木の杭を用い、堤岸の側面を保護する廂埽を縄で繋いで結び付ける工事を実施することを提議している。『光緒朝硃批奏摺』第100輯、263頁。
- (43) 毓賢は「風雨にさらされ剥がれ落ち、車馬が踏みつける」ことにより「卑薄」になった堤埽を修復するに際し、従前の工事の問題は「土の量が不充分であり、たこつきでしっかりと土を固めていなかった（土方未必足。夯硪未必實。）」ことにあるとし、この度の工事に当たっては、充分な量の土を準備し、たこつきで十分に打ち固め、また修復工事後の保守にも注意することで、こうした問題を克服しようとする。
- (44) 毓賢が「著名なる巨險」として挙げ、直線化が必要とするのは、上流の賈莊・孫家樓、中流の胡家岸・霍家溜・桑家渡、下流の白龍潭・北鎮・宋家集・塩窩である。
- (45) この片奏に対し、「知道了。著即嚴飭在工員弁。認真修防。如再有種種弊端。立予嚴參懲辦。」との朱批が記されている。『光緒朝硃批奏摺』第100輯、264頁。
- (46) 『德宗実録』巻449、930頁。
- (47) 国立故宫博物院院蔵『清史館伝稿』7093号、2頁。
- (48) 光緒25年は夏秋以来降雨が稀少で、直隸・山西・山東・河南等省では旱害が広範に発生した（『上諭档』25冊、282頁、史料番号1110）。それゆえ黄河の状態は比較的平穏で施策の遂行に好都合であったと考えられる。
- (49) 鄭肇経は、李鴻章の現地調査を通じて纏められた山東黄河治水策について、義和団事件が発生したため施策を「顧みる暇が無くなった」と把握している。鄭肇経『中国水利史』上海書店、1984年、96頁（本書は、商務印書館1939年版の復刻版）。本稿は義和団事件と施策の中断との関連性について政策史的な観点から実証的に掘り下げようとするものである。
- (50) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、494～495頁、史料番号390。
- (51) 袁世凱「請專派糧道尚其亨駐工督辦片（光緒26年正月28日）」『袁世凱奏議（上）』天津古籍出版社、1987年、61～63頁。『光緒朝硃批奏摺』第100輯、345～346頁、史料番号278。
- (52) 計画の策定過程に深く関わった礼親王世鐸は、「西狩」に同行したが、その途中で負傷して行を果たせず、光緒27年7月初3日軍機大臣を解任された。「世鐸……二十六年西狩受傷不果行。二十七年解軍機大臣。」（国立故宫博物院院蔵『清史館伝稿』7302号）
- (53) 『光緒朝東華録』光緒27年11月甲申の条。
- (54) 周馥は日清両国が開戦すると「前敵營務処」に任じられたが、和議（日清講和条約）が成立すると自ら沿海の營務を免じて居に帰していた。李鴻章が治河の朝命をうけた際、活動を再開し、「治河十二条」を纏め上げた。周馥の起草した「治河十二条」は、財源不足のため実行できなかったが、李鴻章はその労苦を念じて四川布政使に推挙したと伝えられる（「周馥傳」『清史館伝稿』5903号）。
- (55) ただ巡撫に就任する前年の9月27日李鴻章が死去し、周馥は最大の政治的支柱を失っていた。周馥には黄河の歴史に関する著書である『治水述要』（十巻）があるが、その「序」に、「建德周玉山尚書、自同治・光緒間、即在天津佐李文忠公、籌辦海防・洋務・中西各要政、

無不兼綜、而尤著績於治河。……」とあり、周馥は同治・光緒年間の天津で李鴻章を補佐し、特に治河に功績があったことが記されている。また、「尚書は幼くして両親を失った境遇から身を起こし党援が無く、ただ文忠（李鴻章）の推薦のみで重要な任務に就いた（尚書起孤生無黨援、獨以文忠薦達至大用）」（『治水述要』序）とある。周馥の政治活動は、李鴻章を抜きにしては考えられないのである。

- (56) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、513頁、資料番号405。
- (57) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、520～521頁、資料番号410。
- (58) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、513～514頁、資料番号405。馮家莊は、もともと民間が築造し且つ保守していた地区であり、光緒23年前巡撫李秉衡が政府の管理下に帰し、始めて防營を設置した。堤岸はもともと極めて単薄であったとされる。
- (59) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、518～520頁、史料番号409。
- (60) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、557～559頁、史料番号440。周馥「履勘黄河下流漫決情形摺」『周愨愼公奏稿』巻1、1～3頁。
- (61) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、541頁、史料番号428。
- (62) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、546～547頁、史料番号433。
- (63) 『上諭檔』29冊、49～50頁。周馥「奏報劉旺莊漫口合龍情形摺」『周愨愼公奏稿』巻1、23～25頁。『光緒朝硃批奏摺』第100輯、569～571頁、史料番号452。
- (64) 防汛經費をめぐっては、当初定額が無く、經費は「実用実銷」（実際に使われた費用を使われた額だけ支出する）とされていたが、張曜巡撫の時期に支出が膨張し、光緒15年に88万両、翌16年には97万両を計上するまでに至った。それで經費の節減が図られ、光緒18年より防汛經費は年額60万両に抑制された上で定額化されることになった。その後、福潤巡撫の時期に額定經費の不足を解消するため年額5万両の増撥が認められた。防汛經費については、差し当たり『光緒朝硃批奏摺』第100輯、554～555頁、史料番号437、及び戚其章輯校『李秉衡集』齊魯書社、1993年、171頁、史料番号111、参照。
- (65) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、558頁、史料番号440。
- (66) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、546～547頁、史料番号433。
- (67) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、520～521頁、史料番号410。このとき周馥は、防汛經費に追加申請する形で認められていた「統撥五万金」の外に、更に搶險費5万両の追加を要請していたほどである。その内訳は、藩庫から3万両、運庫から2万両であった。
- (68) その中身は、捐納により坐補・試俸・歷俸・実授・離任・離省・指省分發の七項目について特定の免除を認めるというものであった。「捐免」については、臨時台湾旧慣調査会第一部報告『清国行政法』第6巻、220～227頁、参照。
- (69) 山東省で一年間の常例七項捐を開設するに際し、省城に局を設け、布政使の胡廷幹がその任に当たった。更に、近年捐務の好調な天津・上海・広東にも設局し、募集を始めることになった（『光緒朝硃批奏摺』第100輯、564～565頁、史料番号447）。なお、翌年9月常例七項捐が一年間の満期を迎えるに当たり、周馥はその期限を一年間延長することを求め、裁可されている。更に光緒30年も同じ要求が、裁可されている（同、634頁、史料番号501。同、681頁、資料番号545）。
- (70) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、557～8頁、史料番号440。周馥「履勘黄河下流漫決情形摺」『周愨愼公奏稿』巻1、1～3頁。
- (71) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、554～555頁、資料番号437。周馥が防汛經費の増額を要求

した根拠は次の三点である。すなわち、(1) 光緒18年(1892)に年額60万両の額撥が定められたが、防営の糧餉や委員の薪水等を差し引きすると、資材購入費と工事費に使用できるのは30万両に過ぎず、それで歴年費用が不足して添撥を求めることになり、定額というのは名ばかりとなっていること、(2) 光緒18年から24年までの七年間前後21度の漫決があり、工事費と救済費は非常に巨額に上ったが、25年李鴻章が西太后の懿旨を奉じて山東全域の黄河を調査し、部議を経て、40万両の修防費と60万両の堤防強化費が支給された結果、修理が実行されて安瀾を得たこと、(3) 昨年と今年は毎年60万両が支出された。この二年間、何れの年も二度決したが、資金が多ければ被害は少なく、資金が少なければ被害は多いことは、歴年と比較すれば明らかであること、以上である。

(72) 戸部の咨文の原文は、次の通り。「嗣准戸部咨稱、查山東黄河經費、原定歲撥銀六十萬兩、本屬酌中經久之數。本年奏請加撥銀二十萬兩、雖據聲稱、但願獲保安瀾、所費雖多、所保全者實大。然加撥二十萬、究竟能否獲保安瀾、是否確有把握、原奏未經聲敘、應令轉飭司道再行澈底籌議切實查覆、以憑核辦、等因。」『光緒朝硃批奏摺』第100輯、576頁。

(73) 原文は、次の通り。「歲修一款、原為春日加廂・伏秋搶險之用。光緒十八年原定歲修銀六十萬兩。彼時銀價、每銀一兩易制錢一千六百文。迨後銀價日落、料價如故、辦理春廂、即形不足。歷年易錢逾少、工料逾薄。近來每銀一兩、僅易制錢一千一百文上下。現雖加撥二十萬、同原撥共八十萬、其實在支用尚不足從前六十萬之數。是以一經水漲、每因存料無多、束手無策。現添二十萬、刻已趕買楷石、將埽壩一律辦足、再留餘料、堆儲險要、俾臨時搶險、有以抵禦。」『光緒朝硃批奏摺』第100輯、576頁。光緒28年は、銅銭が最も高くなった年で、1両は1,100文となった。光緒30年になると銀高となり、1両1,800文程度にまで値を上げた。この点については、2007年10月19日京都大学人文科学研究所で報告の際、森時彦教授よりご教示をうけた。

(74) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、576～577頁。原文は次の通り。「至戸部詢以全河安瀾有無把握一節、尤當以隄身高厚為衡。山東黄河、就民埵為隄、過於卑薄、且有灣曲逼窄之處。如能全行加培、再加歲修、則平險諸工、皆有可恃、自不致漫無把握。今加撥銀二十萬兩、尚係節省估計、全在人力維持、不敢謂有十分把握。然私心竊計亦當有五六成把握、若併此加款、而無之便無絲毫把握。此中得失較然、勢難再循成例。現在切實籌議、論工程尚嫌卑薄、論款項則無可再現。等情。」

(75) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、577頁、史料番号457。戸部の咨文の原文は、次の通り。「准戸部咨稱、查山東黄河防汛經費、歲撥銀六十萬兩、加撥銀五萬兩、為數本屬不少。該省上年防費、已請加撥十萬兩、本屆遽請加撥二十萬兩、是較歲撥之數直增三分之一。前經詢以護保安瀾、是否確有把握、今據覆稱全在人力維持不敢謂有十分把握等語。既無十分把握、何以輒將二十萬之鉅款付之。姑為嘗試之中、至謂私心。竊計當有五六成把握、不知河工大事、若僅有五六成把握、則其餘四五成、已屬不堪設想。是此加撥之二十萬兩、仍難保將來不同虛擲。且據咨報、該司道等詳請提撥漕折減半等款、以充加撥之用。此二項皆解部正款。當此庫款拮据之際、該省豈可任意截留為此。並無十分把握之事。其本年山東黄河防汛經費仍應照案撥銀六十萬兩、加撥五萬兩、俾資應用。所有漕折減平等項毋許擅動。等因。」

(76) 周馥は光緒30年度の防汛經費を要求するに当たり、例年通り、「先撥銀六十万両内、由司道各庫撥銀五十万両、並藩運兩庫應解籌備餉需銀各五万両、存留備用」とし、増額を要求していない。『光緒朝硃批奏摺』第100輯、627頁、史料番号494。

(77) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、624頁、史料番号492。

- (78) もともと寧海荘には民堰が築かれ、「民修民守」に帰していたが、光緒23年当時の山東巡撫李秉衡により「官守」に帰し、「官堤」として接収された。しかし「堤薄河曲、南衝北激、歷年困於修防。」とされるように、政府の管理下に置かれた後も、寧海荘の状況は改善されてはいなかった。『光緒朝硃批奏摺』第100輯、609頁、史料番号482。
- (79) 漫決の発生した当時、決口は約30丈で、水深は5～6尺に及び、河流の「三分之一」が流れ出た。同時に漫決した扈家灘・馬莊・姜莊の決口は30丈から40丈まで一様でなかった（『光緒朝硃批奏摺』第100輯、595～596頁、史料番号470）。周馥が8月末から9月初めに掛けて最初の現地調査を行った時点で、口門は152丈に拡がり、正河の約七割が流れ出ている（同、610頁、史料番号482）。
- (80) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、610頁、史料番号482。なお、漕折の截留により実際に得られたのは、「查原估四十五万両、請留漕折、不足三十万両。經部議覆、提出漕折二十三万六千両、撥歸武衛右軍兵餉、約僅剩漕折六万両。……」とあるように、当初の見込みを大きく下回り、僅か6万両に止まった。結局、堵築工事費45万両は、(1) 漕折の截留による6万両、(2) 藩庫の徴収する税契項下から5万両の借り入れ、(3) 「工賑捐款」からの34万両の三方面から調達された。『光緒朝硃批奏摺』第100輯、619頁、史料番号490。
- (81) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、619頁、史料番号490。
- (82) これらの場所で発生した漫決により、口門付近の50余荘が淹没すると共に、家屋は倒壊し、人民は溺死した。水は徒駭河に流れ込み、入海した。王莊の口門は46丈に及び、水深が1丈8～9尺で、河流の「五分」（五割）が流れ出たのに対し、扈家灘・馬莊・姜莊の三漫口は幅の寛さが30丈から40余丈まで一様でなく、水勢は次第に弱まった（『光緒朝硃批奏摺』第100輯、643～644頁、史料番号515）。正月20日口門の堵合を命じる諭旨が下り（『上諭檔』30冊、11頁、史料番号36）、22日起工された。堵合工事は2月中旬に竣成し、河流は全て正河に帰した（『光緒朝硃批奏摺』第100輯、646～647頁、史料番号517）。
- (83) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、646～647頁、史料番号517。
- (84) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、676～677頁、史料番号538。周馥「薄莊漫口河直流畅不能堵築量宜補救摺」『周奏稿』卷2、46～47頁。此处で周馥は救済策の費用として「遷民之費」、「築埝之費」、「移設鹽垣之費」を挙げている。「遷民之費」とは、水没した6村の被災民と水害に遭った10余村の合計4,000～5,000戸を対象に、土地を購入し家屋を建設する為の費用である。「築埝之費」とは、利津東南の海灘に数十里の新淤が形成されたので埝を修築して万全にすることや、利津以北の荒灘にも未だ開墾されていない土地があるので護埝を加える為に必要な費用である。「移設鹽垣之費」とは、塩灘30余副を河水から遠い場所に移動する為の費用である。
- (85) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、676～677頁、史料番号538。
- (86) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、579頁、史料番号458。
- (87) 衛所に属する屯田の売却益のことで、光緒28年5月14日の上諭により導入が決まった。山東省では30州県にある1万7,000余頃が対象となった。德州に総局が設けられ、実務を統轄したのは督糧道の達斌であった。売価は土地の肥瘦に応じて銭建てで決められ、多くて毎畝3,000文、最も少なくて毎畝1,000文とされた。周馥「清查衛所屯田飭令酌量繳價摺」『周愷愼公奏稿』卷1、7～8頁。
- (88) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、579～580頁、史料番号458。周馥が提案した「五條」の具体的内容については、『光緒朝硃批奏摺』第100輯、624頁。

- (89) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、624頁。「准戸部議覆、山東既認籌二百六十萬兩、分為三年、湊集工需、計每年應攤八十餘萬兩、趕辦最要險工、自當就款興作、以為得尺則尺、得寸則寸之計、等語。」
- (90) 『上諭檔』29冊、103頁、史料番号440、等。
- (91) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、623～625頁、史料番号492。周馥は「山東の款を儘して山東の河を治める」ことを目指したが、山東当局が工面できる財源を調査した結果、七項常捐は「もともと収入は多くない（收數本屬無多）」こと、屯田繳餉も「それほど伸びない（亦未踴躍）」こと、昨年の馮劉兩工の虧款が尚不足しており、司道各庫が供給できるのは「加提錢糧贏余」の一項のみで、本年分を計算しても20万兩に及ばないこと、これら全てを合計しても80万兩に満たないことが明らかになった。
- (92) 薄莊は工事の末端部まで僅か1華里しか離れておらず、もともと遷民（住民の移動）、展寬（堤防の強化）、放寬河面（河面の拡幅）が計画されていたが、大規模な工事で巨額の費用を要するため未だ実行されていなかった。『光緒朝硃批奏摺』第100輯、669～670頁、史料番号532。
- (93) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、669～670頁、史料番号532。
- (94) 『光緒朝硃批奏摺』第100輯、676～677頁、史料番号538。周馥「薄莊漫口河直流暢不能堵築量宜補救摺」『周馥公奏稿』卷2、46～47頁。
- (95) 「臣查規復鉄門閘故道、誠為原任大学士李鴻章等原議。今年六月薄莊漫溢、河水分入鉄門閘下流、即欲相勢疏通、以復故道、旋因斷溜挂淤、不敢舉辦。今臣親來履勘、乃知分入鉄門閘之水、仍是由絲網口之路、半道竄入、現在絲網口之河、淤成平陸、實無如許財力開挖引河。且按現今漫口水勢亦難挽回舊河。臣擬就用徒駭河作為尾閘、與原奏因勢利導之意正復相同。至被淹災民、或暫居隄上、或遠投親友、應行圪地建屋、俾其永安生業。鹽灘被淹不必修復、自應遠處開灘、以免再遭河患、亦與原奏語意不相岐異。」『光緒朝硃批奏摺』第100輯、680～681頁、史料番号544。